

市・県民税の申告

2月13日(火)から3月15日(木)まで

正しい申告をしましょう

今年も市・県民税の申告の時期がやってきました。

申告が必要と思われる方には、事前に申告案内を送付しますので、日程表をご覧ください。できるだけ指定された日時に申告されますようお願いいたします。

案内が届かない方でも申告の必要があると思われる方(下記参照)は、最寄りの会場で申告をしてください。

公営住宅、児童手当、保育所などの手続きに必要な各種証明書などの発行は、収入の有無にかかわらず申告が必要です。

また、収入が無かった方や遺族年金・障害年金など(非課税所得のみ)を受給している方で国民健康保険に加入されている方は、国保税の軽減措置が受けられる場合がありますので、該当する方は申告をしてください。なお、市・県民税の申告をされた方は、国保税の簡易申告をする必要はありません。

市民の皆さんが健康で潤いのある豊かな暮らしを送るための

大切な税ですので、社会のルールとして正しい申告をしましょう。

申告が必要な方

▼平成19年1月1日現在、石巻市に住所がある方で、平成18年中に収入があり、次の項目に該当する方。

- ① 営業、農業、不動産、一時、配当などの所得があった方。
- ② 給与所得者で、会社で年末調整をされていない方や2カ所以上の会社から給与を受けた方。
- ③ 平成18年中に会社を退職して再就職していない方。
- ④ 給与、年金所得者で、医療費控除や雑損控除などの各種控除を受けようとする方。
- ⑤ 収入が無い方や、遺族年金などの非課税所得のみの方で、市の国民健康保険に加入している方。

申告しなくてもよい方

- ▼ 税務署で確定申告をした方。
- ▼ 勤め先で年末調整をした方。

申告に必要なもの



▼ 事業所得者は、売上げや経費などがわかる各種帳簿および領収書。(帳簿などをあらかじめまとめてくるとスムーズに終わります)

▼ 給与所得者および年金所得者は、源泉徴収票または給与支払明細書。

▼ 平成18年中に支払った生命保険料、損害保険料、国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、医療費などの支払証明書や領収書。

▼ 要介護認定に係る障害者控除を受ける方は、市交付の障害者控除対象者認定書。

▼ 印かん(金融機関届出印)
▼ 還付金振込用口座番号

問 市民税課(内線240・278)

《平成19年度の主な改正点》

- 税源移譲による比例税率化(所得割税率の改正) → 3段階の税率(5%・10%・13%)が一律10%になります。
- 人的控除額の差に基づく負担増の軽減措置(調整控除) → 税源移譲により、扶養控除などの人的控除額の差分に係る住民税の負担増を調整するため、住民税所得割額から一定の額が控除されます。
- 定率減税の廃止 → 景気対策の一環として実施されてきた定率控除が廃止されます。
<市・県民税>7.5% → 0%・<所得税>10% → 0%(平成19年分から)
- 老年人に係る非課税措置の段階的廃止 → 65歳以上に係る非課税措置(125万円以下)が段階的に廃止されます。
(平成19年度市・県民税2/3課税、平成20年度市・県民税全額課税)

税務署からの

お知らせ

◆ 確定申告書の作成はインターネットで!

◆ 申告書は自分で書いてお早め!

平成18年分の所得税確定申告書の税務署窓口での受け付けは、2月16日(金)から3月15日(木)までです。還付申告は1月から受け付けを行っています。

申告書は「所得税の確定申告の手引き」などを参考に自分で記載して、送付などによりお早めにご提出ください。

インターネットをご利用の方は、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』で確定申告書を作成することができ便利です。

確定申告書の記載の仕方でお分かりにならない点がありましたら、お気軽に税務署または電話相談センターにお問い合わせください。

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

申告書などの送付先

〒986-0827

石巻市千石町2番35号

石巻税務署

問 石巻税務署 ☎ 22・4151

税務署にお電話いただければ、音声案内により電話相談センターにおつなぎします。



税源移譲

平成19年から税源移譲によって

所得税・住民税が大きく変わります

※住民税とは、市民税と県民税を合わせたものです。

所得税から住民税への税源移譲

● 何が変わるの？

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」の柱として『税源移譲』が行われます。この『税源移譲』では、所得税(国税)と住民税(地方税)の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えることとなります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

● どう変わるの？

ほとんどの方は、1月分から所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増えることとなります。税源の移し替えですので、「所得税 + 住民税」のみなさまの負担は基本的には変わりません。(ただし、この他に定率減税廃止などの影響があることをご留意ください)

所得税



4段階の税率を、**6段階に細分化**

● 所得税率

(平成19年1月分から適用)

課税所得金額	平成18年分以前	平成19年分以降
195万円以下分	10%	5%
195万円超 330万円以下分		10%
330万円超 695万円以下分	20%	20%
695万円超 900万円以下分		23%
900万円超 1,800万円以下分	30%	33%
1,800万円超分	37%	40%

住民税



3段階の税率から、**一律10%に**

● 住民税率(速算表)

(平成19年6月分から適用)

課税所得金額	平成18年度分以前		平成19年度分以降	
	市民税	県民税	市民税	県民税
200万円以下分	3%	2%	6%	4%
200万円超 700万円以下分	8%			
700万円超分	10%	3%		

● わたしの税額は？ (定率減税廃止分などは含まれません)

● 単身者の場合

(単位：円)

(単位：円)

給与収入	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	増減
300万円	124,000	64,500	188,500	⇒	62,000	126,500	188,500	0円
500万円	258,000	163,000	421,000		160,500	260,500	421,000	0円
700万円	474,000	307,000	781,000		376,500	404,500	781,000	0円

● 夫婦+子供2人の場合(子ども1人は特定扶養親族)

給与収入	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	増減
300万円	0	9,000	9,000	⇒	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000	0円

※一定の社会保険料が控除されているものとして試算しています。